

「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査(2015 年度実績)」

記入要領

文部科学省科学技術・学術政策局
人材政策課人材政策推進室

(1) 目的

本調査は、日本国内の大学・公的研究機関で研究に従事しているポストドクター等の人数、属性、雇用及び進路の状況等の把握により、若手研究者を取り巻く課題を分析し、今後の施策の検討に資することを目的とする。

(2) 調査対象機関

大学(短期大学を除く)、大学共同利用機関、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発法人※

※研究開発法人とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年6月11日法律第63号)第2条第8項に定める法人を指す。

(3) 提出期限

平成 29 年 1 月 20 日 (金)

(4) 提出方法

調査票 (Excel 形式) に必要事項を記入し、電子メールにて提出。

<手順>

① 調査票をダウンロード。**※調査票は11月14日(月)にダウンロード可能となります。**

【URL】<http://www.nistep.go.jp/pd> ※ダウンロードできない場合は、下記担当まで連絡すること。

↓

② 必要事項を記入。

↓

③ 電子メールに添付の上、提出。

【宛先】 jinzai@mext.go.jp , pd@nistep.go.jp ※必ず2つの宛先に送ること。

【留意点】

● メール の 件名 は 「【ポストドク調査】機関コード^(半角)機関名」とする。

(例: 「【ポストドク調査】1234 霞が関大学」)

● 添付ファイル名 (調査票) は 「機関コード^(半角)機関名.xls」とする。

(例: 「5678 虎ノ門研究所.xls」)

● メール本文に、担当者の所属部署、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記する。

※該当がない機関についても、下記担当までその旨電子メールで連絡すること。

● 回答は必ず調査票 (Excel 形式) に記入して提出すること。

(5) 調査対象者

平成27年度内（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に、各機関内に「ポストドクター等」として在籍していた者全員

※本調査における「ポストドクター等」の定義

博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者（いわゆる「満期退学者」）のうち、任期付で採用されている者で、

①大学や大学共同利用機関で研究業務に従事している者であって、

教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第92条に基づく教育・研究に従事する職にない者、

又は、

②独立行政法人等の公的研究機関（国立試験研究機関、公的試験研究機関を含む。）において

研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等の管理的な職にない者をいう。

※詳細な定義については、別表1（「ポストドクター等」の定義に該当する者）を参照。

(6) 調査項目

1. ポストドクター等の基本情報（所属、性別、国籍、生年、博士課程修了年度、博士号の有無）
2. ポストドクター等の採用前の状況（採用前の職業、所属、所在）
3. ポストドクター等の研究状況（分野、在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績）
4. ポストドクター等の雇用状況（主な雇用財源、機関負担の社会保険加入状況、所属開始年、任期の長さ）
5. ポストドクター等の平成28年4月1日時点での在籍状況
6. ポストドクター等の転出・異動状況（職業、所属、所在、任期の有無）
7. その他

※なお、調査項目によっては、各研究部門・研究室等にも調査票を照会の上、必要事項を記入すること。

(7) 結果の取扱

各機関の回答については、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課において取りまとめた後、文部科学省科学技術・学術政策研究所において分析を実施し、報告書として公表予定です。

<本件連絡先>

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課 人材政策推進室
伊藤、前橋、古屋

TEL : 03-6734-4051（直通） FAX : 03-6734-4022

E-mail : jinzai@mext.go.jp

[記入上の注意]

- 所属するポストドクター等1人に対して、1行で回答すること。
重複計上しないよう留意すること。
- 調査票（Excel形式）で、プルダウンを使用して記入すること。
なお、一部の調査項目は直接記入すること（4. 5. 6. 10. 15. 20. 22.）。

※ポストドクター等が在籍している研究室・研究グループを、以下「**在籍研究室**」と呼ぶ。「在籍研究室」は、各機関における研究室または研究グループの最小単位を指す。

1. 「**氏名等（整理用）**」及び 2. 「**学部・研究科・部署の名称**」欄は、必要に応じて各研究室への問合せの際、整理・確認用に利用されたい（提出時には **1. 「氏名等（整理用）」** 及び **2. 「学部・研究科・部署の名称」** の列を削除すること）。

「基本情報」について

3. 「性別」欄：コード表の「性別」から、該当するコード番号を選択すること。
4. 「国籍」欄：コード表の「国籍&所在」から、該当するコード番号を選択すること。該当する国名が見当たらない場合は、セルに直接、国名を記入すること。
5. 「生年」欄：生年（西暦）を数字で回答すること。
6. 「博士課程修了年度」欄：博士号を取得した年度（もしくは博士課程を満期退学した年度）の西暦を、数字で回答すること。
7. 「博士号の有無」欄：コード表の「博士号の有無」から、該当するコード番号を選択すること。

「採用前の状況」について

8. 「採用前の職業」欄：在籍研究室にポストドクター等として採用される前の職業について、コード表の「採用前の職業」から、該当するコード番号を選択すること。
9. 「所属」欄：在籍研究室にポストドクター等として採用される前の所属機関について、コード表の「所属」から、該当するコード番号を選択すること。
10. 「所在」欄：採用前の**実際の勤務先（無所属については居住先）**がどの国にあるのかについて、コード表の「国籍&所在」から、該当するコード番号を選択すること。該当がない場合は、セルに直接、国名を記入すること。

「ポストドクター等としての研究・雇用状況」について

11. 「分野」欄：ポストドクター等（または在籍研究室）の主たる研究分野について、コード表の「分野」から、該当するコード番号を選択すること。
12. 「在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績」欄：平成27年度における在籍研究室の企業との共同・受託研究実績の有無について、コード表の「在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績」から、該当するコード番号を選択すること。
13. 「主な雇用財源」欄：平成27年度のポストドクター等としての主な雇用財源については、コード表の「主な雇用財源」から、該当するコード番号を選択すること。なお、複数財源による雇用で、主要な財源が判別できない場合は、「48.その他（主な雇用財源が判別できない）」を選択すること。雇用財源の詳細については、別表2（「雇用財源」の種別）を参照。
14. 「機関負担の社会保険加入状況」欄：機関負担の社会保険（共済・厚生年金、健康保険）加入状況について、コード表の「機関負担の社会保険加入状況」から、該当するコード番号を選択

すること。配偶者の被扶養者として厚生年金に加入している者や、国民年金・国民健康保険に加入している者等、機関において保険料を負担していない場合は、「2.負担していない」を選択すること。

15. 「**所属開始年**」欄：在籍研究室にポストドクター等として所属を開始した年について、数字で回答すること。なお、在籍研究室（同一研究室）でのポストドクター等としての所属が断続して複数回に渡る場合、直近の所属開始年を回答すること。
16. 「**任期の長さ**」欄：ポストドクター等としての雇用任期の長さについて、コード表の「任期の長さ」から、該当するコード番号を選択すること。なお、雇用関係がない場合は、「6.雇用関係なし」を選択すること。
17. 「**在籍状況**」欄：平成 28 年 4 月 1 日現在における在籍状況について、コード表の「在籍状況」から、該当するコード番号を選択すること。平成 28 年 4 月 1 日以降もポストドクター等として在籍研究室に継続して在籍している場合は、「1.変更なし」を選択し、当該機関の異なる研究室、又は同一研究室であっても異なる財源でポストドクター等として引き続き在籍している場合には、「2.同一機関内でポストドクター等として雇用財源・研究室を変更」を選択すること。
なお、平成 28 年 4 月 1 日時点で、当該機関でポストドクター等以外の職階・職種（大学教員または研究職以外の職種等）に就いた者、当該機関を転出した者については、それぞれ、「3.同一機関内で職階・職種を変更」、「4.当該機関を転出」を選択すること。

以下の「**転出・異動状況**」に関連する項目は、17.「在籍状況」が「3.同一機関内で職階・職種を変更」又は「4.当該機関を転出」の場合のみ記入すること。それ以外は、空欄とすること。

「転出・異動状況」について

※ 所属が複数存在する場合は、主要なもの1つを回答すること。

18. 「**転出・異動後の職業**」欄：コード表の「転出・異動後の職業」から、最も当てはまるものを1つ選択すること。なお、大学教員や研究員等の肩書であっても、実際の業務が教育研究以外の「産学連携コーディネーター」や「リサーチ・アドミニストレーター」に該当する場合は、「43.産学連携コーディネーター」、「44.リサーチ・アドミニストレーター」を選択し、**22.「詳細」**欄に職階等の詳しい情報を記述すること。
19. 「**所属**」欄：コード表の「所属」から、該当するコード番号を選択すること。
20. 「**所在**」欄：実際の勤務先（無所属については居住先）がどの国にあるのかを、コード表「国籍&所在」から、該当するコード番号を選択すること。該当する国名が見当たらない場合には、セルに直接、国名を記入すること。
21. 「**任期**」欄：任期の有無について、コード表の「任期」から、該当するコード番号を選択すること。なお、任期ありの場合は、テニュアトラックポストかどうかを選択すること。
※テニュアトラック：大学等において、公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組み。
22. 「**詳細**」欄には、わかる範囲で、以下のように詳細を記入すること。
 - (ア) 職業等がわかる場合には、その詳細（「特任助教」、「リサーチ・アドミニストレーター」、「弁理士」、「博物館学芸員」、「サイエンスライター」、「バイオベンチャー起業」等）
 - (イ) 民間企業等に就職した場合には、その機関名、業種等の詳細（「株式会社△△」、「化学工業」等）
 - (ウ) 「無職」の場合は、その内容（「就職活動中」、「病気療養」等）

「ポストドクター等在籍者総数 平成 27 年度 (2015 年度)」について

調査票の左上部にある「ポストドクター等在籍者総数 平成 27 年度 (2015 年度)」欄：各機関における本調査の「ポストドクター等」の定義に該当する対象者の総数をご記入ください。

「連絡先」について

集計に当たって、各機関からの回答内容について確認させて頂く場合があるため、調査票の右上部にある「連絡先」欄に、機関コード、機関名、担当者の所属部署、担当者名 (ふりがな)、電話番号、メールアドレスを記入すること。

なお、本調査では、機関コードとして 4 桁の番号を調査対象機関に付与しているところ。機関コードは、調査票ダウンロード用ページ (<http://www.nistep.go.jp/pd/>) の「機関コード一覧」を確認すること。

【別表1】「ポストドクター等」の定義に該当する者

1. 本調査における「ポストドクター等」の定義と対象者

博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者（いわゆる「満期退学者」）のうち、任期付で採用されている者で、①大学や大学共同利用機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第92条に基づく教育・研究に従事する職にない者、又は、②独立行政法人等の公的研究機関（国立試験研究機関、公設試験研究機関を含む。）において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等の管理的な職にない者をいう。

なお、「大学等の研究機関」とは国公立大学（短期大学を除く）及び大学共同利用機関を指し、「独立行政法人等の研究機関」とは「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年6月11日法律第63号）第2条第8項に定める研究開発法人*、国立試験研究機関及び公設試験研究機関（地方公共団体が設置する研究所）を指すものとする。

*研究開発法人とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」第2条第8項に定める以下の法人を指す。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人情報通信研究機構
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人国立科学博物館
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人科学技術振興機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人労働者健康安全機構
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人森林総合研究所
国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人産業技術総合研究所
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	独立行政法人自動車技術総合機構
国立研究開発法人国立環境研究所	

「ポストドクター等」の定義に当てはまる場合であっても、以下に該当する者は除外すること。

①「ポストドクター等」のうち、平成27年度の雇用期間の合計が2ヶ月未満の者

(例1) 平成27年4月15日～平成27年5月30日の者

→雇用期間が1ヶ月16日のため対象外。

(例2) 平成27年3月1日～平成27年5月15日の者

→平成26年度は1ヶ月、平成27年度は1ヶ月16日のため対象外。

②競争的資金を獲得した研究者本人及び研究分担者

(注) 科学研究費補助金の特別研究員奨励費を獲得している特別研究員本人は別表2の「日本学術振興会特別研究員」に該当。

③当該機関における研究業務以外に他の機関に常勤の本務を持つ者

(例) 民間等共同研究員・受託研究員、戦略的創造研究推進事業により科学技術振興機構と雇用関係にある者等

④当該研究業務に直接携わらない職員

(例) 事務局本部の職員、附属病院の医師・薬剤師、警備員等

なお、下記に掲げる機関については、下記制度によるポストドクター等の「主な雇用財源」を「基盤的経費及び自主財源」として計上すること。

【理化学研究所】基礎科学特別研究員

【日本原子力研究開発機構】博士研究員流動化促進費、任期付研究員制度

【宇宙航空研究開発機構】宇宙航空プロジェクト研究員

2. 「ポストドクター等」に該当する者・該当しない者の例示リスト

本調査の「ポストドクター等」の定義に該当する事例及びしない事例は、それぞれ下表に示した通りである。調査対象者の把握に当たって、前述の定義と併せて、参照いただきたい。

○該当する者の例	×該当しない者の例
<p>○博士の学位を取得後、競争的資金を獲得した機関・研究者により一定期間給与を支払われながら研究を継続している者</p> <p>○博士の学位を取得後、当該機関において内規等の受け入れ規定に基づき研究を継続しているものの、給与等の支給を受けていない者</p> <p>○日本学術振興会特別研究員（PD, SPD, RPD）、日本学術振興会外国人特別研究員</p> <p>○博士の学位を取得後、戦略的創造研究推進事業について委託された額の範囲内で研究員として<u>当該機関</u>に雇用されている者</p> <p>○博士の学位を取得後、ポストドクター・キャリア開発事業により研究員として<u>当該機関</u>に雇用されている者</p>	<p>×<u>博士号取得者（満期退学者を含む）ではない者</u>（職名、雇用形態等がポストドクター等と同じであっても対象外）</p> <p>×博士号を取得後、何れかの研究機関に所属しているが、研究活動本体ではなく事務補助や技術的支援等を本務とするもの</p> <p>×競争的資金等の外部資金により雇用される特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任助手</p> <p>×独立行政法人等が、運営費交付金や自主財源により雇用している<u>グループリーダー、主任研究員</u>等の研究者（常勤・非常勤、任期の有無にかかわらず対象外）</p> <p>×国立大学が運営費交付金や授業料収入等で雇用している<u>任期付の教授、准教授、講師、助教、助手</u>（常勤・非常勤、任期の有無にかかわらず対象外）</p>

【別表2】「雇用財源」の種別

【競争的資金（直接経費）】	
（文部科学省関連の競争的資金）	
1	科学研究費補助金 ⁽¹⁾
	戦略的創造研究推進事業 ⁽²⁾
	新技術シーズ創出
2	CREST
3	ERATO
4	さきがけ
5	ACCEL
6	革新的先端研究開発支援事業
7	先端的低炭素化技術開発
8	社会技術研究開発
	研究成果展開事業
9	研究成果最適展開支援プログラム
10	戦略的イノベーション創出推進プログラム
11	センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム
12	産学共創基礎基盤研究プログラム
13	マッチングプランナープログラム
14	大学発新産業創出プログラム
15	世界に誇る地域発研究開発・実証拠点（リサーチコンプレックス）推進プログラム
16	先端計測分析技術・機器開発プログラム
17	医療分野研究成果展開事業
	国際科学技術共同研究推進事業
18	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム
19	戦略的国際共同研究プログラム
20	医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業
	国家課題対応型研究開発推進事業
21	再生医療実現拠点ネットワークプログラム
22	脳科学研究戦略推進プログラム・脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト
23	未来社会実現のためのICT基盤技術の研究開発
24	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
25	元素戦略プロジェクト<研究拠点形成型>
26	光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発
27	宇宙利用促進調整委託費
28	原子力システム研究開発事業
29	英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業
	上記以外の競争的資金
30	（内閣府関連の競争的資金）
31	（総務省関連の競争的資金）
	（厚生労働省関連の競争的資金）
32	厚生労働科学研究費補助金
33	医療研究開発推進事業費補助金

34	(農林水産省関連の競争的資金)
35	(経済産業省関連の競争的資金)
36	(国土交通省関連の競争的資金)
37	(環境省関連の競争的資金)
38	(防衛省連の競争的資金)
【競争的資金以外の外部資金】	
39	世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI)
40	科学技術人材育成費補助金
41	博士課程リーディングプログラム
42	国以外からの外部資金 (民間企業・財団等)
【基盤的経費及び自主財源】	
43	運営費交付金、私学助成、その他の自主財源 ⁽³⁾
【間接経費】	
44	間接経費
【フェローシップ】	
45	日本学術振興会特別研究員
46	日本学術振興会外国人特別研究員
47	その他のフェローシップ ⁽⁴⁾
【その他】	
48	その他 (主な雇用財源が判別できない)
【雇用関係なし】	
49	雇用関係なし ⁽⁵⁾

- (1) 「1 科学研究費補助金」について、研究代表者と研究分担者の所属機関が異なる場合において、研究分担者が支援している者については、研究代表者機関が分担者 (の機関) に確認の上とりまとめること。
- (2) 「戦略的創造研究推進事業」については、大学等へ委託の上実施されているものについては、委託された大学等において取りまとめること。科学技術振興機構と雇用関係にある者については、科学技術振興機構において人数を計上すること。各大学・研究機関においては重複計上しないようにすること。
- (3) 「43 運営費交付金、私学助成、その他の自主財源」の「その他の自主財源」には、学納金、寄付金、事業収入等が含まれる。
- (4) 「47 その他のフェローシップ」については、日本学術振興会特別研究員以外のフェローシップ等、個人的に獲得した資金を元に、当該研究機関において研究をしている者について記載すること。新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が実施する産業技術フェローシップ事業により、NEDO と雇用関係にある者については、NEDO において人数を計上すること。各大学・研究機関においては重複計上しないようにすること。
- (5) 「49 雇用関係なし」については、記入要領に定める「ポストドクター等」に該当している者のうち、1～48 に該当しない者 (給与等が支給されていない者) であるが、1～48 に該当する者と同様に研究活動に従事しており、研究機関内の規定等により受け入れられている場合を指す。